

軽自動車税の納税証明書(継続検査用)について

軽自動車の車検(自動車継続検査)を受ける場合、**軽自動車税の納税証明書(継続検査用)**が必要になりますので、大切に保管してください。

なお、軽自動車税の納税方法などにより、納税証明書(様式)が異なりますので、次の説明を参考にしてください。**※点線で囲んだ部分が納税証明書(継続検査用)です。**

【当初納付書】

The image shows three documents from the City of Maifu. From left to right: 1. A payment notice (納付通知書) for light vehicle tax, dated June 1, 2022, for 5,000 yen. 2. A receipt (領収書) for the same amount, dated June 1, 2022. 3. A tax certificate (納税証明書) for the same tax, dated May 30, 2023. The tax certificate is enclosed in a red dashed border, indicating it is the document needed for vehicle inspection. It includes the license plate number (山梨ア 0123) and the taxpayer's name (甲府 花子).

- 毎年5月初旬に発送する納付書の場合、領収書の右隣りが納税証明書になります。
- 金融機関、コンビニエンスストア、窓口センター、収納課で納められた場合、領収書と一緒に保管してください。
- **再発行納付書、口座振替不能のお知らせには、納税証明書(継続検査用)は付いていませんので、別途、窓口センター・市民税課(本庁舎⑩番窓口)・収納課(本庁舎⑫番窓口)で納税証明書(継続検査用)を取得してください。**

【口座振替】

The image shows two documents from the City of Maifu. From left to right: 1. A payment notice (納付通知書) for light vehicle tax via bank transfer, dated June 1, 2022, for 6,000 yen. 2. A tax certificate (納税証明書) for the same tax, dated May 30, 2023. The tax certificate is enclosed in a red dashed border, indicating it is the document needed for vehicle inspection. It includes the license plate number (山梨ア 0123) and the taxpayer's name (甲府 花子).

- 口座振替の場合、6月中旬までに郵便ハガキ(圧着ハガキ)にてお送りしています。
- 口座振替後に納税証明書を発送するまで1週間程度かかりますので、車検(自動車継続検査)を受けられる日程にはご注意ください。
- PayPay アプリ納付、クレジット納付で納期限までに納付された場合は、郵送にて納税証明書をお送りしています。

【窓口交付の納税証明書】



軽自動車税（種別割）納税証明書		注 意
住所・所在地	甲府市丸の内1丁目18番1号	1 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示してください。
氏名・名称	甲府 花子	2 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。
車両番号	山梨ア 0123	3 賦課期日（4月1日）後に所有者の変更があった場合には、備考欄に変更後の所有者について賦課期日の属する年度においては滞納がない旨記載されます。
車台番号	ABC-12345678	4 この証明書の有効期限には、この証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。
納税済年月日	令和 2年 6月 1日	
この証明書の有効期限	令和 3年 5月30日	
備考		

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 ○年○月○日
甲府市長 甲府 太郎

みほん
こぎん

- ・納税証明書(継続検査用)を紛失した場合は、窓口センター・市民税課(本庁舎⑩番窓口)・収納課(本庁舎⑫番窓口)で再交付の申請をしてください。
- ・なお、申請時に所有者等の確認のため、免許証や車検証の提示をお願いしておりますので、再交付の申請時には免許証と車検証(コピーも可)をご持参ください。
- ・納税証明書(継続検査用)の発行手数料は無料です。

軽自動車税(種別割)の課税基準日等について

毎年、『4月1日』現在の所有者(名義人)注)に、
軽自動車税が課税されます。



注)所有権留保の車両は、使用者に課税されます。

軽自動車、オートバイ、原付バイクなどを売却・下取り・廃車した場合は、名義変更や廃車手続きが完了していることを課税基準日前までに確認してください。

